

平成29年(ワ)第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇 外607名

被告 長崎県 外1名

2017(平成29)年9月19日

## 原告ら第1準備書面の要旨

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 毛利 倫

### 1 はじめに

原告ら第1準備書面は、石木ダムの利水面において、その必要性が全くないことを明らかにするものです。

第1準備書面は、利水面全般にわたる私たちの主張をひとつおり網羅的に述べたもので、100頁を超える内容ですので、ここでは、その中でポイントを絞って説明いたします。

### 2 佐世保市が石木ダム建設の数字あわせのでたらめな水需要予測を過去繰り返してきたこと

石木ダム事業の利水面とは、すなわち佐世保市の水道用水を確保するために石木ダムを新たに建設することが必要かどうかという問題です。

石木ダムの事業計画が持ち上がってから40年以上もの間、佐世保市は、慢性的な水不足を解消するためには、新規水源としての石木ダムが早急に必要不可欠だということを訴え続けてきました。

しかし、「早急に必要不可欠」のはずの石木ダム建設は一向に実現しません。

ダムができないまま40年以上が経過する中で、果たしてダムが本当に必要なのか、たびたび疑問が呈されるようになりました。

そのため、佐世保市は、その根拠を示す必要に迫られました。

そこで、佐世保市が考え出したのが、厚生労働省の求めで数年おきに実施する水道事業の再評価において、その都度、将来の水需要をまかなうためには、石木ダム建設が必要だという需要予測を作り出すことでした。

私たちは、資料を入手できた佐世保市の過去6回の水需要予測の内容を詳細に検証し、このことの確信を得ました。

佐世保市が需要予測を作り出す手口は、実に様々です。

あるときは生活用水の需要が突然大幅に増えるようになり、あるときは業務営業用水の需要が、またあるときは工場用水の需要が突如大幅に増えるようになります。

また水需要自体をそれほど増やすことが難しい予測の際には、保有水源の一部を突然不安定水源扱いにして供給量をゼロ評価にしたり、一日最大給水量を算定する負荷率を突然下げたりするといったテクニックが登場します。

佐世保市は、まさにあの手この手を使って水需要を作り出しているのですが、そこには、論理的一貫性や整合性は全くありません。

しかし、いつの時代の予測においても共通する点が二つだけあります。

一点目は、どの時代の水需要予測においても、その当時の石木ダムの計画規模に見合う水の供給量が必ず不足するという結果になっているということ。

そして、二点目は、どの時代の水需要予測も、実績値と大きくかけ離れた過大な需要予測であるということです。

もっとも、佐世保市の水需要予測が石木ダム建設のための数字合わせが目的である以上、このことはいわば当然の帰結です。

佐世保市の過去6回の水需要予測が、その後の実績値と見事なまでに外れまくっていること、その一方で、その需要予測値がその当時の石木ダムの利用容量に見事なまでに一致することは、佐世保市の水需要予測が、単に石木ダムの利水面における建設の必要性を捻出するために意図的に作成されたものであることは明らかです。

私たちは、第1準備書面において、佐世保市の過去の水需要予測が徹頭徹尾でたらめであることから、本件事業認定の根拠となる平成24年予測についても、その内容を検討するまでもなくでたらめであると断言しております。

### 3 本件事業認定の根拠となる平成24年水需要予測も石木ダム建設ありきのでた らめであること

その上で、私たちは、本件事業認定の根拠となった佐世保市の平成24年水需要予測の内容を詳細に検討しましたが、やはり石木ダム建設の必要性を捻出するという結論ありきのでたらめなものであることがはっきりしました。

このうち、3点に絞って述べさせていただきます。

#### (1) 生活水の他都市との比較のでたらめさ

まず生活水についてです。

佐世保市は、渇水により市民は水を使うのを我慢しており、生活水の原単位数は、佐世保市と人口規模が類似する他都市と比較して最も少ないと主張し、他の14都市との比較をしております。

しかし、佐世保市が比較する14都市は、その選び方やデータの収集の仕方を自分に都合よく行っていたり、アンケート結果の内容も公表していなかったりしており、佐世保市の主張には、全く根拠がありません。

#### (2) 業務・営業用水予測のでたらめさ

次に、企業や学校、病院、飲食店、官公庁などで使用される業務・営業水の小口需要についてです。

佐世保市は、観光関連企業の占める割合が高く、観光客数との相関が高いから、観光客の増加予想と比例して水の使用量も右肩上がりに増えるといえます。

しかし、佐世保市が急にこう言い出したのは、平成24年予測からです。

平成19年予測の時点でも、さらにそれ以前の予測の時点においても、観光関連企業の占める割合はずっと高かったはずなのに、佐世保市は、平成24年予測から突如、予測手法を変更したのです。

この突然の予測手法の変更と同じタイミングで行われたのが、全国3位の集客力を誇る佐世保市の人気テーマパーク・ハウステンボスが、突然大口需要から小口需要に分類変更されたことです。

水需要予測手法の変更が、この意図的なハウステンボスの分類変更とセットであることは明らかです。

ところで、統計学的には、そもそも小口需要は、観光客数よりも給水人口との相関が高いことがわかっています。

これは考えてみると当たり前の話です。

小口需要は企業や学校、病院、飲食店など一般市民が使用する水であり、人口の増減に最も相関するからです。

したがって、佐世保市で給水人口が減少し続ける以上、小口需要も伸びないのは分かりきっているのです。

### (3) SSKの必要量の算定のでたらめさ

そして、3点目ですが、工場用水の大口需要であるSSKの水需要のでたらめさは、佐世保市の平成24年需要予測の象徴的ものです。

佐世保市は、SSKの修繕船事業の売上高が2倍になるから、SSKの水需要が4.88倍に急増すると予測しました。

しかし、売上高2倍が全くの虚偽であることが明るみとなり、佐世保市は、それが嘘であったことを認めざるを得なくなりました。

すると、佐世保市は、今度は、SSKが修繕事業中心の経営方針に変更する結果、2隻同時にドックインする可能性があるので、それに備えるべく4.88倍の水が必要だということを言い出しました。

しかし、これも佐世保市が事業認定庁を欺くでたらめです。

SSKが修繕船事業中心の経営方針に変更したという前提自体事実無根です。

SSKは主力の新造船事業の低迷で経営が悪化し、新造船の事業比率が下がった結果として、修繕船事業の占める比率が少だけ高まったにすぎません。

また、2隻同時にドックインするというのも、何ら具体的な受注の予定があるわけではなく、ただ佐世保市がSSKに対し、「そういう可能性もある」と抽象的に言わせただけの内容です。

その上で、佐世保市は、市が独自に算出した水量をSSKに示し、SSKに「それでいいです」と言わせた数値を、さも客観的根拠のある水量として算定しているのです。まさにとんだ茶番です。

そのことは、佐世保市とSSKのやり取りをした文書でよくわかります。

こんな馴れ合いのでたらめな需要予測により、父祖伝来の土地を奪われてはたまったものではありません。

SSKの需要予測には、他にも、SSKだけ一日最大給水量を採用する予測

手法を採用しており、給水量の二重計上という問題もあります。

まさに「水増しの水増し」であり、SSKの需要予測は、でたらめのオンパレードなのです。

#### 4 最後に

佐世保市は、これまで石木ダムがなければ水不足が生じるという需要予測を繰り返してきました。

しかし、それらの予測は、不合理な変遷を繰り返しつつ、常に実績値と大きくかけ離れたものでした。

石木ダムの利水面の必要性の前提となる水不足は、今現在、佐世保市では全く生じておらず、将来も生じることはありません。

なぜなら、佐世保市は、人口が減少していく一方であり、水需要だけが人口減に反比例して伸びていくことなどあり得ないからです。

本件事業認定の根拠となった平成24年予測は、小さな子どもでも分かるこの一点を考えるだけで、でたらめであることは明らかなのです。

佐世保市の水需要が不足しない中で、石木ダムの利水面の必要性は皆無です。

必要性もないのに、13世帯の地権者を強制的に排除してまで、不要な石木ダムを建設するなど、金輪際あり得ないことであり、また多くの佐世保市民も、そのような暴挙を望んではいないはずです。

この違法不要なダム建設事業を差止めることは裁判所の責務です。

以上